

第8章 公共施設等の景観形成（法第8条第2項第4号口関連）

道路、公園、河川、公共建築物等の公共施設等は、多くの人々が利用し、目に触れる機会の多い施設であることから、景観上の影響が大きく、景観形成における先導的な役割が求められます。

そのため、本市の公共施設等の景観形成に関する考え方を示すとともに、「景観重要公共施設の整備に関する事項」（法第8条第2項第4号口）等について、以下のとおり定めます。

1 公共施設等のデザインの基本的考え方

本市では、市民に親しまれ、質の高い公共施設等の整備を推進するため、デザイン水準を高めていくことを目指し、これまでに公共施設等ガイドラインを策定し、公共施設等の計画・設計時のデザイン指針等を示すことにより、関係機関との調整等を進めてきました。

これまでの取組を継承し、公共施設等のデザインの基本的考え方を以下のとおり定めます。

（1）環境と共生する施設としてデザインする

循環型社会に対応し、環境への負荷が少なくなるようデザインを工夫し、周辺環境との調和を図る等、環境と共生する公共施設等を目指します。

（2）ユニバーサルデザインの理念に基づいてデザインする

年齢、性別、障がいの有無、社会的な立場等に関わらず、全ての人にとって安全で快適な施設として整備するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づき、使いやすさはもとより、美しさの視点にも配慮したデザインに努めます。

（3）開放性と安全性を確保する

市民の利便性の向上につながる施設間の境界部分では、利用者の安全性や施設のセキュリティを確保しつつ、開放的なデザインとします。

（4）地域景観の骨格を形成する

道路、河川等の公共施設は地域景観の骨格であり景観の背景となるものであることから、できる限り電線・電柱等のないシンプルですっきりとしたものを目指します。また、公共建築物は、地域のランドマークとなっているものが多く、特に多くの市民が利用する施設については、戸田らしさを表現する質の高いデザインに努めます。

（5）豊かな緑を保全・創出する

公共空間の緑化や、公共空間における良好な既存樹木の保全と適切な維持管理を行うことにより、緑の量の確保をするとともに、質の向上にも努め、潤いの感じられる緑豊かな公共空間づくりに努めます。

（6）一体的で連続的にデザインする

美しい全体デザインのために、総合的なデザインの視点で公共空間を整備・改善していきます。また、隣接の民間施設との連続性にも配慮し、周辺の状況、地域の特性等に応じて融和型や対比型の連続デザインとして配慮します。

(7) 市民・事業者・市との協働により計画づくりから維持管理までを行う

公共施設等の多くは公共管理が原則ですが、公共管理が行き届きにくい所等では、周辺住民の協力が不可欠です。そのため、市民・事業者・市との協働で計画づくりから維持管理まで行うことを検討します。

2 公共施設等の整備に関する協議・調整

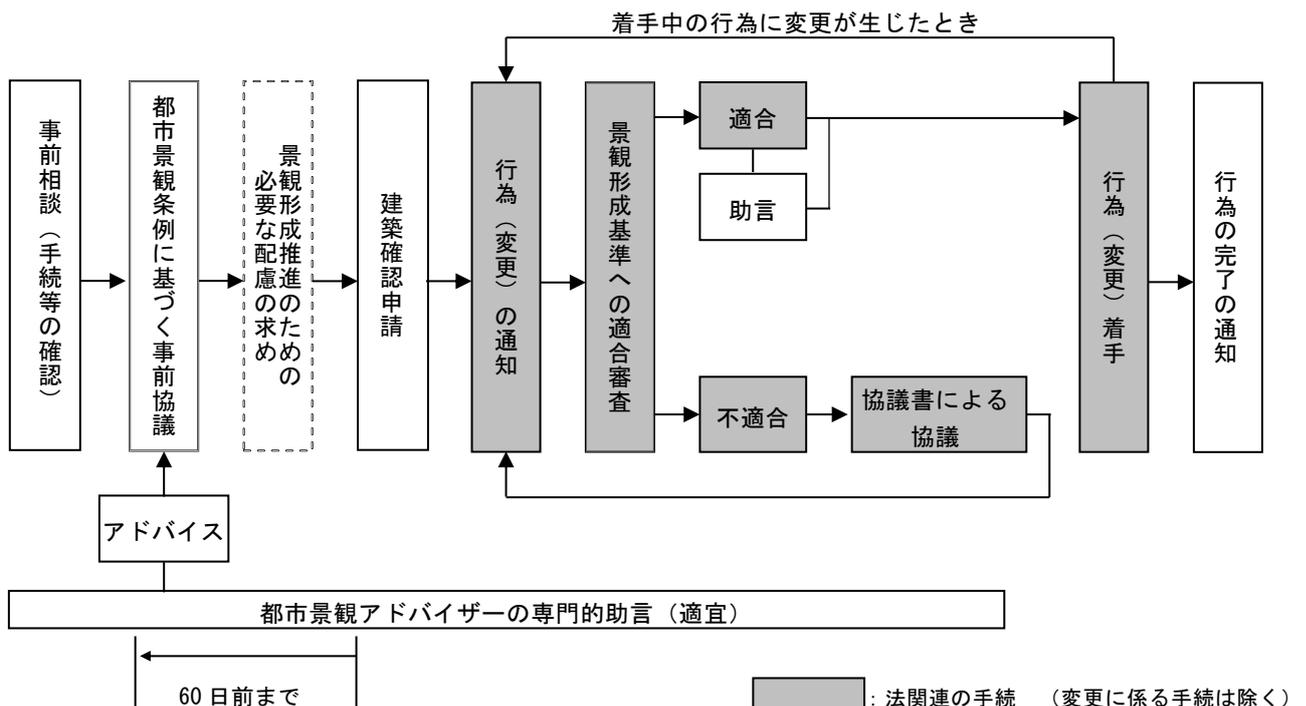
本市では、これまでも公共施設等の整備時には、公共施設等ガイドラインに基づき景観調整を実施してきましたが、より実効性を高めるための仕組みとして、特定公共施設（※）については景観重要公共施設の指定制度を活用します。

また、本計画第5章「大規模建築物等の景観形成」に定める届出対象行為に該当する公共施設等については、事前通知制度（法第16条第5項）による通知の前に、地域の景観形成における先導的な役割を果たすため、建築確認申請の60日前までに事前協議書を提出することにより、都市景観条例に基づく事前協議を開始します。（建築確認申請を伴わない行為の場合については、行為着手の60日前までに事前協議の申請を行う必要があります。）なお、事前協議に際しては、事業計画における景観の質的向上を図るため、専門的知識又は経験を有する都市景観アドバイザーからアドバイスを受ける仕組みとします。

さらに、これらの制度によって特定の公共施設等に対して協議・調整を行うだけでなく、その他の公共施設等についても、必要に応じて都市景観条例に基づく都市景観アドバイザーを活用した景観調整を実施します。

※景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等に係る海岸、港湾法による港湾、漁港漁場整備法による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第9条第2項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設。

公共施設等整備の手続の流れ



※ 法に基づく届出対象行為のみ対象となります。

※ 建築確認申請を伴わない行為の場合は、行為着手の60日前までに事前協議を開始します。

3 景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設は、指定に当たり施設管理者の同意が必要であること、また当該施設の整備に関する事項及び占用等の許可基準を定める必要があること等から、本市の景観形成上の重要性、当該施設の整備状況等を踏まえ、優先的に指定する必要性の高い施設を選定します。

本計画では、景観形成の骨格となる公共施設等のうち、特定公共施設に該当するものが候補として挙げられ、その中でも市民利用や広域的な利用機会が多い施設は、本市の顔となる景観づくりの観点から、指定の必要性が高い施設と考えます。

また、景観づくり推進地区や景観づくり協定地区における景観形成の骨格となる公共施設等についても、景観づくり推進計画に基づき、まち並みと一体的な景観形成を図っていく観点から、指定の必要性が高い施設と考えます。

4 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ）

●景観重要都市公園

○戸田公園

戸田公園は、人工静水コースを備えた国内有数の漕艇場(戸田ボートコース)を中心とした緑豊かな公園で、戸田ボートコースが昭和39年に東京オリンピック漕艇競技会場として使用されて以来、ボート競技の会場や練習場として利用されるとともに、水と緑の拠点として憩いと潤いの空間を提供し、本市を代表する景観資源として、市民はもとより多くの方々に親しまれています。

そこで、戸田公園の良好な景観の形成を図るため、以下のとおり定めるとともに、今後関係者間で協議・調整を図りながら進めていきます。

【区域】

戸田公園の管理区域全域

【指定年月日】

平成21年4月1日

【整備に関する事項】

- ①シンボルである戸田公園の魅力向上を図る
- ②水や緑の映える景観をつくる
- ③安心して楽しく歩けるユニバーサルデザイン公園をつくる
- ④美しいボートコースの魅力を誰もがいつでも享受できる環境を整える
- ⑤市民、事業者、ボート関係者、その他関係機関との協働により美しい景観を維持する

景観重要公共施設区域図

